

## 保健医療技術学部・保健医療科学研究科実験動物倫理審査規程

理学療法学、作業療法学、臨床検査学及び看護学の研究においては、その研究の対象として実験動物を使用することがある。これらの研究に伴う実験動物の愛護に関する理念は、「動物を科学上の利用に供する場合には、科学上の利用の目的を達することができる範囲において」の後に、「できる限り動物を供する方法に代わり得るものを利用すること」、「できる限りその利用に供される動物の数を少なくすること」、「できる限り動物に苦痛を与えないこと」である。本来、理学療法学、作業療法学、臨床検査学及び看護学に携わる研究者は、このことに十分な自覚と自省をもって研究に望むべきであるが、極めて複雑に分化し高度化した現代の理学療法学、作業療法学、臨床検査学及び看護学の研究では、この点に関して第三者若しくは社会的な合意の得られるものでなければならない。したがって、文京学院大学保健医療技術学部、文京学院大学大学院保健医療科学研究科では、文部科学省告示第71号「研究機関等における動物実験等に関する基本方針」に示されている適正な自主管理の基本的理念に基づいて実験動物倫理審査規程を定める。

### (目的)

第1条 この規程は、保健医療技術学部・保健医療科学研究科（以下、「本学部・本研究科」という。）に所属する教授、准教授、助教・専任講師及び助手等（以下、「研究者」という。）が行う実験動物を直接対象とした理学療法学、作業療法学、臨床検査学及び看護学の研究等（以下、「研究」という。）において、文部科学省告示第71条の趣旨に沿った倫理上の指針を与えることを目的とする。

### (学部・研究科の実験動物倫理審査委員会)

第2条 前条の目的を達成するため、必要に応じ本学部・本研究科に実験動物倫理審査委員会（以下、「委員会」という。）を置く。

### (審査の申請)

第3条 本学部の研究者が実験動物の倫理上の判断を必要とする研究を行うとするときは、本学部長を経て委員会に研究計画の審査を申請するものとする。

### (審査内容)

第4条 委員会は前条の申請があったときは、特に次の各号に掲げる観点に留意して、審査を行うものとする。

- (1) 研究の対象となる実験動物の愛護
  - (2) 実験動物の飼養及び保管並びに苦痛の軽減の方法
  - (3) 外来生物法との関連
- 2 委員会は、審査の結果を申請者に通知するものとする。
  - 3 申請者は、審査の結果に異議があるときは再審査を求めることができる。
  - 4 委員会は、審査の結果を学長に隨時報告するものとする。

### (委員会の組織)

第5条 委員会は、本学の教授及び学識経験者若干名をもって組織する。

- 2 前項の委員は、本学部教員が本研究科の兼任であることを踏まえ、本学部の教授会の議を経て学部長が委嘱する。
- 3 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。
- 4 前項の委員に欠員が生じた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 5 委員会に委員長を置き、委員の互選によりこれを選出する。

6 委員長は委員会を招集し、その議長となる。

7 委員長に事故あるときは、委員長の予め指名する委員がその職務を代行する。

(委員会の職務)

第 6 条 委員会は、この規程の定めるところにより研究計画書等の審査を行う。

2 委員会は、研究等に関する倫理上の重要事項について調査審議する。

3 委員会は、研究等に関する倫理上の重要事項について、本学部長・本研究科委員長に建議することができる。

(委員会の守秘義務)

第 7 条 委員会は、実験動物愛護の観点から、審査経過及び結論の内容を原則として公表する。

ただし、委員会が特に必要と認めた場合には、申請者以外に公表しないことができる。

(倫理審査証明)

第 8 条 研究に係る論文の雑誌掲載等に際して必要な実験動物倫理審査の証明は、委員会が第3条に定める審査を受けた研究計画と当該研究の同一性を認定した上で行う。

(細則)

第 9 条 委員会の構成、議事、審査の申請、審査結果の通知等の本規程の細目については、本学部で定める。

(改正)

第 10 条 本規程の改正は、教授会の議を経て理事会が決定するものとする。

附 則

1 この規程は、平成 19 年 12 月 1 日から施行する。

2 この規程は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

3 この規程は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

4 この規程は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。